

老発 0401 第 8 号
令和 7 年 4 月 1 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業の実施について

標記については、別紙のとおり「介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業実施要綱」を定め、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

ついては、事業内容について御了知の上、貴管内市町村（特別区並びに一部事務組合及び広域連合を含む。）に対する周知について、御配慮願いたい。

別紙

介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業実施要綱

1 目的

高齢者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しながら地域において自立した日常生活を営むためには、介護予防の取組を推進することが重要である。「通いの場」は、住民主体の介護予防の取組を推進する場として、高齢者の社会参加を促すとともに、地域における支え合い機能や多世代交流の場として機能することで、地域共生社会の実現の一翼を担っている。

特に人口減少地域及び中山間地域（以下「人口減少・中山間地域等」という。）においては、高齢者支援の担い手が不足することを見据え、高齢者の健康寿命の延伸に資する介護予防の取組を中心に、多様な機関や関係者、地域住民等の連携を図り、地域で支え合うことが必要になる。

本事業は、市町村（特別区並びに一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）において、人口減少・中山間地域等の中核的な介護予防等の拠点の整備に向けて、介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を支援するとともに、介護（介護予防の取組を除く。以下同じ。）、障害、子育て、生活困窮分野における地域の支援機能の充実に関する取組に係る経費を補助し、これらの取組を検証することで、効果的な介護予防並びに地域の支え合いの拠点の在り方及び支援方策を明らかにすることを目的とする。

2 実施主体等

（１）実施主体

本事業の実施主体は市町村とする。

なお、事業の一部又は全部を市町村が適当と認める者に委託することができる。

（２）対象地域

人口減少・中山間地域等を対象とする。

3 事業内容

介護予防の取組を継続的に実施及び充実させるための基本機能を整備するとともに、拡充機能として介護、障害、子育て又は生活困窮分野における地域づくりに向けた支援の取組を実施する拠点（以下「介護予防等拠点」という。）を整備する市町村に対して、介護予防等拠点の設置、運営等に係る経費を補助する。

(1) 設置形態

市町村は、以下の(2)から(5)の事項を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な機能を持つ介護予防等拠点を設置することとする。なお、介護予防等拠点の設置場所としては、公民館、福祉会館等の公共施設や既存の集会所等の地域住民が集まりやすい場所を選定するものとする。

(2) 機能及び運営

市町村は、介護予防等拠点において、以下のアからエまでについて必ず行うものとするが、内容やその組合せについては柔軟な取扱いを認めることとする。また、介護予防等拠点を他の事業者や各種団体等が行う活動の場として提供するなど、多様な機関や関係者と連携して事業を実施することも認めることとする。

ア 通いの場の運営

以下の取組を必ず行うこととする。

①通いの場の活動として、体操教室、低栄養予防教室、茶話会、趣味、スポーツ、生涯学習、社会参加、就労的活動、配食、入浴支援等の多様な取組を地域の実情に応じて実施することに加え、②介護予防の取組に参加する利用者に対して、必要に応じて移動の支援を行うとともに、③食事を提供するための設備や利用者が他の利用者と共に食事をする（共食）ことができる設備（キッチン、食堂等）を設けることを必須とする。原則として、週3日以上稼働すること。

イ 地域における他の通いの場への支援やコミュニティづくりの支援

- ・ 地域における様々な形態の通いの場に対し、それぞれの実情に応じた運営の支援を行うとともに、通いの場同士の連携ネットワークを構築すること。また、必要に応じてサテライトとしての運営を行うこと。
- ・ 介護予防に資する地域住民の交流等の多様な地域活動やコミュニティづくりの支援を実施すること。
- ・ 当該支援に必要な人材の育成を行うこと。

ウ 介護、障害、子育て又は生活困窮分野における地域づくりの支援

介護予防の取組に加えて、地域の実情に応じた拡充機能として、以下の例を参考に、介護、障害、子育て又は生活困窮分野における地域づくりに向けた支援の取組を実施する。

(例)

- ・ 専門職、相談員等を配置して、見守り支援や日常生活上の相談を行った上で、要支援者を各専門相談支援機関へつなぐ等の支援を行う。
- ・ 介護保険法における包括的支援事業、障害者総合支援法における障害者相談支援事業、生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業

等の既存の相談支援事業等と連携し、相談支援を行う。

- ・ 認知症カフェを開催する。
- ・ 障害者及び介護者に対して、相談事業、情報提供、情報交換、生活支援等の必要な支援を行う。
- ・ 乳幼児及び保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行う。
- ・ 子ども食堂（配食を含む。）を開催する。
- ・ 生活課題を抱える住民のニーズを把握し、地域活動への参加の奨励、座談会の開催、居場所づくりの活動等を行う。

エ 協議会等の設置

介護予防等拠点の運営について、地域のニーズや課題を踏まえ、より効果的かつ創造的となるよう、行政、有識者、地域住民、関係施設等がその取組内容や実施方法等について、意見交換や協議を行う会議体を設置し、事業実施期間中に意見交換や協議を行うことが望ましい。

なお、本事業を通じて介護予防等拠点の機能が継続的に提供されるよう整備することで、多様な機関や関係者、地域住民等の連携を図り、地域で支え合うネットワークを構築することが期待される。

(3) 対象設備等

通いの場として様々な取組を行うための部屋、食堂、キッチン、静養室、相談室、事務室、トイレ、浴室、脱衣所、その他の介護予防等拠点の事業実施に必要な設備を対象とすることができる。

なお、リース契約や既存建物の賃借をする場合、設置期間中のリース料や賃借料、一部解体撤去料についても、当初契約時に一括して契約するものとし、本補助事業の補助対象とする。

※事業終了時点等の財産処分の手続きについては、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日老発第 0417001 号本職通知）により行う。

(4) 設置及び運営経費（補助単価）

補助単価は、介護予防等拠点の設置及び整備に係る工事費及び運営費について、1 か所当たり 5,000 万円以内を基本とする。

ただし、介護予防等拠点の規模等により、上記によりがたい場合は、予算の範囲内で個別の調整を可能とする。

(5) 留意事項

- ・ 他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。
- ・ 本事業の事業計画の策定及び事業実績報告の作成に当たり、介護予

防等拠点の運営に係る任意の評価指標を設定することが望ましい。

- ・ 介護予防等拠点の設置及び整備に当たっては、消防法、建築基準法等の関係法令等を遵守すること。
- ・ 事業の実施に当たっては、各事業の関係法令等を遵守し、必要な手続を行うこと。